

CASBEE 評価認証業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び株式会社 J 建築検査センター（以下「乙」という。）は、財団法人環境・省エネルギー機構（以下「機構」という。）が定める CASBEE 評価認証機関認定制度要綱及び同施行規則（以下「要項等」という。）及び株式会社 J 建築検査センター CASBEE 評価認証業務規程（以下「規定」という。）に基づいて乙が行う CASBEE 評価認証業務（以下「評価認証業務」という。）に関して、この約款に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

（総則）

第1条 本契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付したとき、引受承諾書を発行した日をもって締結がなされたものとし、乙は、要項等及び規定に従い、公正中立の立場で厳正かつ適正に第5条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに評価認証業務を行うものとする。

（対象物件）

第2条 乙が行う評価認証業務の対象建築物は延べ面積が原則として 500 m²以上の建築物（戸建住宅を除く）とする。

（申請手続き）

第3条 甲は、要項等及び規定に従い、CASBEE 評価認証申請書（別表第1号様式。以下「申請書」という。）及び次の添付図書（以下「添付図書」といい、申請書と合わせて以下「申請関係図書」という。）を乙に持参、又は郵送・宅配便等にて提出しなければならない。ただし、添付図書については電子データで提出することができるものとする。

（1）評価認証に関する資料

- a. 評価建築物の全体概要を示す資料（申請に係る付近見取図、配置図、各階平面図、立面図（四面）、断面図（二面以上）及び外観パース等）
- b. 環境設計の配慮事項（別記第2号様式）
- c. CASBEE 評価シート
- d. 評価の考え方とその根拠を明示した図書等（各階平面図、断面図、内装仕上げ表、部材一覧表及び設備機器一覧表等）
- e. 必要に応じた資料（省エネルギー計算書及びエネルギー消費実績、室内環境実測、地域環境実測に係る図書等）

（2）その他、乙が評価認証を行うために必要とする図書

- 2 添付図書における CASBEE の評価及び評価の考え方とその根拠の明示等については機構が定めた CASBEE 評価員登録制度の要綱に基づく CASBEE 建築評価員によるものでなくてはならない。
- 3 乙は、第1項で定める申請関係図書の提出があった時は、次の各号について点検して支障がない場合はこれを引き受け、承諾書を交付する。なお、第1項の申請書に引受承諾日を押印し、その写しをもって承諾書に代えることができるものとする。この場合、受諾印に記された日を契約締結日とする。

（審査等）

第4条 乙は機構が定める CASBEE 評価基準及びマニュアルに従い評価認証を行い、評価認証業務の遂行に必要な範囲内において引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）

に関して甲へのヒヤリングを行うものとし、甲は必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

- 2 乙は申請関係図書の内容（甲へのヒヤリング等を含む）では的確に評価できないと判断したときは甲に対して通知書（別記第4号様式）にてその旨及びその理由を通知し、評価認証業務を終了する。
- 3 乙は評価認証を行ったときは、CASBEE認証マーク（認証票）を付してCASBEE評価認証書（別記第5号様式、以下「評価認証書」という。）を甲に交付する。

（業務期日）

第5条 乙の業務期日は引受承諾書に定める期日とする。

- 2 乙は業務期日までに本件業務を完了することができないことが明らかになった場合には、遅滞なく甲に対してその理由を明示の上通知するものとし、この場合には業務期日の延長その他必要事項について甲乙協議して定めるものとする。

（手数料の支払い）

第6条 甲は別に定める株式会社J建築検査センターCASBEE評価認証手数料規定に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の評価認証手数料を第3条第3項に定める引受承諾書とともに発行する請求書に記載する期日までに支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込の方法で支払うものとする。その際発生する振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は第4条に定める評価認証書を交付しない。この場合において、乙が当該評価認証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（認証の表示および公表等）

第7条 甲は認証を受けた対象建築物等にその旨を表示することができるものとする。

- 2 乙は、認証書を交付したときは、その旨を表示することができるものとする。
- 3 乙は甲に対して、評価認証に関し必要があると認める場合において、報告もしくは資料の提出を求め、又は甲の承諾を得て現地調査を行うことができるものとする。

（認証の有効期限）

第8条 対象建築物の新築段階における認証の有効期間は竣工後3年とし、運用段階における認証の有効期間は原則として評価認証書の交付を受けた日から起算して5年とする。

- 2 甲が有効期間満了後、継続して当該認証を希望する場合は、更新のための評価認証を受けることができる。この場合の手続き等については第1条から第4条の規定を準用する
- 3 甲が有効期間内において対象建築物の計画変更または改築等により再評価を希望する場合は、再評価のための評価認証を受けることができる。この場合の手続き等についても前項と同様とする。

（認証の取り消し）

第9条 乙は、次の各号いずれかに該当するときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 認証の取り消しを申請した場合
- (2) 計画変更、改築等により対象建築物の全部もしくは一部に評価に影響を及ぼす変更がなされた場合
- (3) 偽りその他の不正な手段により認証を受けたことが判明した場合
- (4) 正当な理由なく、報告及び資料の提供又は現地調査を拒否した場合

(5) 申請と異なる建築物を、当該認証を受けた建築物と偽り又は誤解するような行為を行うなど
その業務に関して不誠実な行為をした場合

2 乙が認証を取り消したときは、乙に対し、認証を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、その旨を公表することができる。

(契約解除)

第10条 甲または乙は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(1) 手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき

(2) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき

(3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立てを受けたとき又は自ら申立をしたとき

(4) その他各号に類する不信用な事実があるとき

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号いずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく評価認証業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙が、本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正しない時
2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間いつでも CASBEE 評価認証申請取下げ届（別記第 6 号様式。以下「取下げ届」という。）を提出することで本契約を解除することができる。

3 第 1 項の契約解除の場合は、甲は第 3 条に定める手数料が既に支払われている時はこれを返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第 1 項の契約解除により甲が損害を被った場合、前項に定めるほか、その賠償を乙に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限は、申請手数料の 10 倍までとする。

5 第 2 項の契約解除の場合、乙は第 3 条に定める手数料が既に支払われている時はこれを返還せず、また当該手数料が支払われていない時は甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次のいずれかに該当するときは、甲は書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が正当な理由なく、第 3 条に定める手数料を期日までに支払わない時

(2) 甲が本契約の一に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない時

2 前項の契約解除の場合、乙は第 3 条に定める手数料が既に支払われている時はこれを甲に返還せず、また、当該手数料がいまだ支払われていない時は甲に請求することができる。

3 第 1 項の契約解除により乙が損害を被った場合、前項に定めるほか、その賠償を甲に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限は、申請手数料の 10 倍までとする。

(秘密保持)

第13条 乙は、本契約に定める業務に関して知りえた内容を第三者へ漏洩し、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下の各号のいずれかに該当するときは、これを適用しない

- (1) 公的な機関から登録を求められた場合
- (2) 紛争処理機関等から開示を求められた場合
- (3) 既に公知の情報である場合
- (4) 甲が、書面により承認した場合

(統計処理)

第14条 乙は、この契約による評価認証業務で得た情報を、個人情報を保護したうえで統計処理等に利用することができる。

(管轄裁判所)

第15条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(別途協議)

第16条 この契約に定めの無い事項及びこの契約の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に則り、双方協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成 年 月 日より施行する。

制定：平成 年 月 日